

大蔵委員会議録第三十三号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

理事香 忠雄君 大平 正芳君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

中山 榮一君 坊 秀男君

有馬 輝武君 平岡忠次郎君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君

通商産業事務 官(鉱山局長) 松尾 金藏君

委員外の出席者

参議院議員 田中 啓一君

大蔵事務官(主 計局給与課長) 岸本 晋君

大蔵事務官(為 替局外資課長) 小島要太郎君

日本専売公 社職員部長 三枝 正勝君

日本国有鐵道 理事(厚生局長) 吾孫子 豊君

日本電信電話公 社職員局長 山本 英也君

理事(職員局長) 專門員 椎木 文也君

四月二十七日

委員木原津與志君辭任につき、その補欠として風見章君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日

公共企業体職員等共済組合法案(田中啓一君外二十九名提出、参法第六号)(予)

は、去る十八日社会労働委員会に付託したがこれを變更して、その審査を本委員会に付託された。

同日 公共企業体職員等共済組合法案(参議院提出、参法第六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 公共企業体職員等共済組合法案(参議院提出、参法第六号)

外国為替に関する件

午前十時五十五分開議

○松原委員長 これより会議を開きます。

去る十八日予備審査のため参議院から送付され、同日社会労働委員会に予備付託となつておりました公共企業体職員等共済組合法案につきましては、昨二十六日議長においてその付託を變更し、本委員会に予備付託となりましたが、同法案は一昨二十五日参議院において可決され、本院に正式に提出されて参つておりましたので、昨二十六日直ちに当委員会に本付託となりました。

この際同法案を議題として審査に入ります。まず参議院側より提案理由の説明を聴取いたします。参議院議員田中啓一君。

公共企業体職員等共済組合法案
公共企業体職員等共済組合法
目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 運営審議会(第十条―第十一條)

第三章 組合員(第十二條―第十五條)

第四章 給付

第一節 通則(第十六條―第三十條)

第二節 短期給付(第三十一條―第四十七條)

第三節 長期給付(第四十八條―第六十二條)

第五章 福祉事業(第六十三條)

第六章 掛金及び負担金(第六十四條―第六十六條)

第七章 審査会(第六十七條―第七十一條)

第八章 会計(第七十二條―第七十六條)

第九章 雑則(第七十七條―第八十七條)

第十章 罰則(第八十八條―第八十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共企業体の職員等の福利厚生を図るため、公共企業体の職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて公共企業体の円滑な企業経営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共企

業体」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本専売公社

二 日本国有鐵道

三 日本電信電話公社

2 この法律において「総裁」、「副総裁」、「理事」、「役員」及び「職員」とは、それぞれ日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、日本国有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)に規定する総裁、副総裁、理事、役員及び職員をいう。

(組合の設置、名称等)

第三条 各公共企業体ごとに、それぞれ共済組合(以下「組合」という)を設け、日本専売公社に設けられるものを専売共済組合、日本国有鐵道に設けられるものを国鉄共済組合、日本電信電話公社に設けられるものを日本電信電話公社共済組合と称する。

2 組合は、法人とする。

(組合の管理)

第四条 総裁は、組合を代表し、組合の業務を執行する。

2 副総裁は、総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁及び副総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

第五条 総裁は、組合員のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第六条 総裁は、組合の業務を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。

2 前項の運営規則は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 運営規則には、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合員に関する事項

二 掛金に関する事項

三 資産の管理その他財務に関する事項

四 運営審議会及び審査会に関する事項

五 組合の業務を執行する権限の一部を委任する場合において、その委任に関する事項

六 その他組合の業務執行に関し必要な事項

(組合の住所)

第七条 組合は、主たる事務所を東京に置く。

2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(非課税)

第八条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付については、これ

を標準として、租税その他の公課を課さない。

(無料証明)

第九條 組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行方給付又はその受ける給付に關し必要な範圍内において、国、市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百八十一条第一項の特別区にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができる。

第二章 運営審議会

(運営審議会)

第十條 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、十人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、組合員のうちから、総裁が任命する。

4 総裁は、前項の規定により委員を任命する場合においては、一部の者の利益に偏することのないよう、相當の注意を払わなければならない。

第十一條 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。

一 運営規則のうち第六條第三項第一号から第四号までに掲げる事項に關する部分の制定及び改廃

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

2 前項に定める事項のほか、運営審議会は、総裁の諮問に応じて組合の業務に關する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき総裁に建議することができる。

第三章 組合員

(役職員)

第十二條 役員及び職員(臨時に使用される者を除く。以下同じ。)以下「役職員」という。は、すべて組合員とする。

2 役職員となつた者は、役職員となつた日から組合員の資格を取得する。

(役職員以外の者)

第十三條 役職員以外の公共企業体に使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるところは、運営規則の定めるところにより、組合員となる。

(組合員の資格の喪失)

第十四條 組合員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 役職員及び前条の規定による運営規則の定める者でなくなつたとき。

(組合員期間)

第十五條 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十六條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の病氣、負傷、分娩、死亡、災害若しくは休業又は被扶養者の病氣、負傷、分娩若しくは死亡に關し第二節に規定する短期給付を、組合員の退職(第十四條第二号に規定する事由をいう。以下同じ。)廃疾又は死亡に關し第三節に規定する長期給付を行う。

(給付額の算定方法)

第十七條 給付額の算定の基準となるべき給付は、給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職當時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給とし、その十二倍に相當する金額をもつて俸給年額、その三十分の一(第三十一條第十一号から第十三号までに掲げる給付にあつては、二十五分の一)に相當する金額をもつて俸給月額とする。

2 給付額に四位未満の端数を生じたときは、これを四位に満たしめる。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第十八條 遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五條から第二十七條までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 遺族年金及び遺族一時金を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が死亡した場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けたものがあるときは、第二十五條から第二十七條までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第十九條 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係るものを除く)又はその者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものを除く)があり、かつ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付の制限)

第二十條 この法律に基く給付を受けるべき者が故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、同様とする。

第二十一條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が正当な理由がなく療養に關する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を生じさせたときは、その者に係る短期給付又は廃疾年金若しくは廃疾一時金である長期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

は一部を行わないことができる。

第二十二條 組合は、この法律に基く給付の支給に關し必要があるとき認めるときは、その支給に係る者につき診斷を行うことができる。

2 正当な理由がなく前項の診斷を拒否したときは、その者に係るこの法律に基く給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十三條 遺族年金又は遺族一時金の支給を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族年金若しくは遺族一時金の支給を受ける者が故意に死に至らせたときは、その者については、その受け

るべき給付を支給しない。この場合において、遺族年金又は遺族一時金を受けるべき同順位者がなく後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

(被扶養者)

第二十四條 この章において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものとする。

(遺族)

第二十五條 この法律において「遺族」とは、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であるか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の療疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

二 子又は孫については、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしない）が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）してないか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の療疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

（遺族の順位）
第二十六條 給付を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に掲げる順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし、養父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、養父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の養父母を後にする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生ずるに至つたときは、前二項の規定はその時から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）
第二十七條 前条の規定により給付

を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

（時効）
第二十八條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定により給付の支給を停止する期間は、進行しない。

（給付を受ける権利の保護）
第二十九條 この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権）
第三十條 組合は、給付事由が第三者の行為によつて発生したときは、当該給付事由に対して行ふべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その額の限度で、給付を行ふ責を免かれる。

第二節 短期給付
（短期給付の種類）
第三十一條 この法律による短期給付は、次の通りとする。

- 一 療養及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 分焼費
- 四 配偶者分焼費
- 五 哺育手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 弔慰金
- 九 家族弔慰金
- 十 災害見舞金
- 十一 傷病手当金
- 十二 出産手当金
- 十三 休業手当金

（療養）
第三十二條 組合員が業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したときは、組合は、次に掲げる療養を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めた場合に限る。行ふものとする。

（療養及び療養費）
第三十三條 組合員が前条第一項第

一号から第四号までの療養を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

一 組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。

二 公共企業体の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、当該医療機関にその費用を支払ふ。

三 組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める基準（以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。）を参酌して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関にその費用を支払ふ。

ただし、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。

四 保険医又は保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払ふ。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。

2 組合は、療養を行うことが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前項各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することができる。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額については、その支給を受けることができない。

3 組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

（家族療養費）
第三十四條 被扶養者が第三十二條第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条（同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。）の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならぬ費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

2 第三十二條第二項の規定は、被

扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しななければならない。

（保険医又は保険薬剤師の療養担当）
第三十五条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

（給付の支給期間）
第三十六条 療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気については、これらの給付（国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定によるこれらの給付に相当するものを含む）の支給開始後三年を経過したとき以後は行わない。

（給付の支給期間）
第三十七条 組合員が分産したときは、分娩費として俸給の一月分に相当する金額を支給する。

（給付の支給期間）
第三十八条 組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分産したときは、配偶者分娩費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

（給付の支給期間）
第三十九条 組合員が業務によらな

（給付の支給期間）
第四十条 第三十六条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日以後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。

（給付の支給期間）
第四十一条 家族療養費、配偶者分娩費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、分娩又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは

（給付の支給期間）
第四十二条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を支給する。

（給付の支給期間）
第四十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第一に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

（給付の支給期間）
第四十四条 組合員が業務によらな

（給付の支給期間）
第四十五条 組合員が分産したときは、出産手当金として、分娩の日前四十二日、分娩の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

（給付の支給期間）
第四十六条 組合員が業務によらな

（給付の支給期間）
第四十七条 組合員が業務によらな

（給付の支給期間）
第四十八条 組合員が業務によらな

（給付の支給期間）
第四十九条 組合員が業務によらな

（給付の支給期間）
第五十条 組合員が業務によらな

4 出産手当金を支給するときは、その期間、傷病手当金は支給しない。

(休業手当金)

第四十六條 組合員が次の各号の一の事由により欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき俸給日額の十分の六に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その期間、休業手当金は支給しない。

一 被扶養者の病氣又は負傷

二 組合員の配偶者の分娩 十四日

三 組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族を主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由

(俸給等との調整)

第四十七條 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給又は俸給に準ずるものの全部又は一部を受けるときは、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第三節 長期給付

(長期給付の種類)

第四十八條 この法律による長期給付は、次の通りとする。

- 一 退職年金
 - 二 減額退職年金
 - 三 退職一時金
 - 四 廃疾年金
 - 五 廃疾一時金
 - 六 遺族年金
 - 七 遺族一時金
- (年金の支給の始期及び終期)
- 第四十九條 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなった月まで支給する。
- 2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなったとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。
- (退職年金)
- 第五十條 組合員期間二十年以上の者が退職したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。ただし、五十五歳に達するまではその支給を停止する。
- 2 退職年金の年額は、組合員期間二十年以上二十一年未満に對し、俸給年額の百分の四十に相当する金額とし、組合員期間二十一年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加算する。
- 第五十一條 退職年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態になつたときは、その者には前条第一項ただし書の規定を適用しない。ただし、その者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態になつたときは、この限りでない。

- 規定を適用しない。ただし、その者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態になつたときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、廃疾の状態になつたことにつき第二十一条に該当する事由があるときは、その者が五十五歳に達するまでは、当該退職年金の年額を減じ、又はこれを支給しないことができる。
- 第五十二條 退職年金を受ける権利を有する者が公共企業体の経営上やむを得ない事由により退職し、次の各号の一に該当する者であるときは、第五十條第一項ただし書の規定の適用については、同ただし書中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替へるものとする。ただし、前条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。
- 一 別表第二に掲げる職に二十年以上従事した者
- 二 退職の時まで引き続き十年以上別表第二に掲げる職に従事した者
- 2 前項の規定により、五十五歳未満で退職年金を受けることができる者に對する退職年金の年額は、その者が五十五歳に達するまでは、その額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。
- (減額退職年金)
- 第五十三條 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この場合においては、当該退職年金は支給しない。
- 2 減額退職年金の年額は、第五十條第二項の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。

- (退職一時金)
- 第五十四條 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。
- 2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。
- (廃疾年金)
- 第五十五條 組合員となつて二年以上経過した後に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者がその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時(第三十六條第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養を受け付けている場合においては、これを受けることができる期間内になつた時又ははなおらないがその期間を経過した時。以下第五十七條において同じ。)に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する金額とする。
- 2 廃疾年金の年額は、次に掲げる金額とする。

- 一 廃疾の程度が別表第四に定める一級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
 - 二 廃疾の程度が別表第四に定める二級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
 - 三 廃疾の程度が別表第四に定める三級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額
- 3 一の組合員期間につき廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。
- 4 前項の場合において、同項の規定により支給する廃疾年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたとき、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十條第一項ただし書の規定の適用を妨げない。
- 5 廃疾年金を受ける権利を有する者には、当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。
- (廃疾年金の年額の改定及び失権)
- 第五十六條 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が軽減したときは、別表第四に定める廃疾の程度に応じ、その廃疾年金の年額を改定する。

職員」といふ。及び組合に使用さ

れる組合員に係るものを除く。の百分の五十に相当する金額

二 長期給付に要する費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）の百分の五十五に相当する金額

三 福祉事業に要する費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）に充てる額の百分の五十に相当する金額

四 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用の全額

2 前項第四号の規定により公共企業体の負担する金額は、公共企業体の予算をもつて定める。

3 公共企業体等労働関係法に規定する労働組合で職員が組織するものは、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 専従職員に係る短期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額

二 専従職員に係る長期給付に要する費用の百分の五十五に相当する金額

三 専従職員に係る福祉事業に要する費用に充てる額の百分の五十に相当する金額

4 公共企業体又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

第七章 審査会

（審査会）

第六十七条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、公共企業体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、総裁が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十八条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第六十九条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、公共企業体を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ会議を開き、及び議決することができない。

第七十条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができ、

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会に關する事項の政令への委任）

第七十一条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 会計

第七十二条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（経理）

第七十三条 組合の会計に關しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。

2 組合は、責任準備金のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付を行うとしたらば必要であるべき責任準備金の額に相当する部分を他の部分と区分して経理するものとし、その運用については、主務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによらなければならない。

（予算）

第七十四条 組合は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

2 組合は、予算に重要な変更を加えようとするときは、そのつど、主務大臣の認可を受けなければならない。

（決算）

第七十五条 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで完了しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、決算完了後一月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により主務大臣の承認を受けたときは、その財務諸表の写を組合員の閲覧に供しなければならない。

（会計等に關する事項の省令への委任）

第七十六条 この章に規定するもののほか、組合の会計及び資産の運用その他財務に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第九章 雑則

（船員である組合員に關する特例）

第七十七条 船員保険の被保険者（以下「船員」といふ。）である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する長期給付の支給については、船員であつた期間、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を合算した期間）が二十年未満である者（船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員である組合員であつた期間（組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ合算した期間）を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が第七十九条の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又

は同章第九節に規定する遺族年金を遺族した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき長期給付の基礎となるべき組合員期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

(漁船乗組員等に関する特例)

第七十八條 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四條第一項第二号又は第三号に該当するものに対する長期給付に関する規定の適用については、第五十條第一項、第五十四條第一項、第五十六條第三項、第五十七條第一項及び第二項並びに第五十八條中「二十年」とあるのは「十五年」と、第五十條第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、「二十年以上一年を増す」とにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増す」とにその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額を、二十年以上については二十年以上一年を増す」とにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額をそれぞれ」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者については、第五十九條の規定は適用しない。

(船員保険法による給付の選択)

第七十九條 船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員である組合員であつた期間に係る給付は、第四章、第七十七條第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受け、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員となつた場合、組合員となつた場合における給付(失業に關する給付を除く。)とすることが出来る。

第八十條 厚生年金保険及び船員保険法(昭和二十九年法律第百十七号)第二條から第四條までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員である組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前三條の規定を適用する。

第八十一條 公共企業体は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法の規定による給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

第八十二條 船員である組合員が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五條ノ四の規定により計算した積

立金に相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならぬ。

(監督)

第八十三條 組合の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、第六條第二項若しくは第七十四條の規定による認可をし、第七十五條第二項の規定による承認をし、又は第七十六條の規定により主務省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、その必要な限度において、組合に対して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして實地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、組合の療養に關する短期給付についての第三十二條第二項、第三十三條及び第三十四條の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該短期給付に係る第三十二條第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施療所に立ち入り、診療簿その他その業務に關する書類帳簿を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により立ち入る検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣及び主務省令)

第八十四條 この法律における主務大臣及び主務省令は、専ら公共組合については大蔵大臣及び大蔵省令、国鉄公共組合については運輸大臣及び運輸省令、日本電信電話公社公共組合については郵政大臣及び郵政省令とする。

(事務職員及び公共企業体の施設の利用)

第八十五條 総裁は、組合の業務の運営に必要な範囲内において、主務大臣の承認を受けて、公共企業体の職員を組合の事務に従事させ、又は公共企業体の施設(土地を含む)を無償で組合の利用に供することができる。

(医療に關する事項)

第八十六條 組合は、この法律で定める医療に關する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(政令への委任)

第八十七條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則) 第八十八條 第八十三條第四項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立ち入る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第三條及び第十九條第三項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の成立)

第二條 国家公務員共済組合法(この法律による改正前の日本専売公社法第五十一條第一項、日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八十條第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九條までにおいて「旧法」という。)第二條第一項の規定により公共企業体に設けられた共済組合(以下「旧組合」という。)は、この法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の日(以下「施行日」という。)に組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

(最初の事業年度、運営規則及び予算) 第三條 組合の最初の事業年度は、第七十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年七月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

2 総裁は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條、第七十四條第一

項、第八十三條第二項及び第八十四條の規定の例により、運営規則を定め、最初の事業年度の予算を作成し、及び主務大臣の認可を受けることができる。

3 前項の運営規則及び予算は、本則の規定により定め、作成し、及び認可を受けたものとみなす。
(施行日前の事由に基く権利の取扱)

4 施行日前に給与事由の生じた恩給に關する法令の規定による恩給(以下「恩給」という。)については、第三項に規定する場合を除くほか、なお、従前の例による。

2 施行日の前日に恩給公務員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員及び他の法令(この法律による改正前の日本専売公社法第五十條第一項、日本国有鉄道法第五十六條第一項又は日本電信電話公社法第七十九條第一項を含む。)以下この項及び次項において同じ。)により恩給法に規定する公務員とみなされるものをいう。
(以下同じ。)であつた更新組合員(施行日に組合員となつた者(同日に新たに役職員となつた者を除く。)で以後退職することなく引き続き当該組合の組合員であるものをいう。以下同じ。))は、同法(他の法令において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。))の規定の適用については、施行日の前日において同法に規定する退職をしたものとみなす。

3 更新組合員に係る恩給(その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受けるものを除く。)

受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十條又は第十一條の規定による旧軍人又は旧軍人の恩給(恩給に關する法令の規定による増加恩給(以下「増加恩給」という。))及びこれと併給される普通恩給(以下「増加恩給等」という。))を除く。及び同法附則第十七條において準用する同法附則第十條の規定による旧軍人の恩給(増加恩給等を除く。)(以下「軍人恩給」という。))、増加恩給等、恩給に關する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料(増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるもの)に限る。以下「公務員扶助料」という。を受ける権利は、この限りでない。

4 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員(更新組合員から引き続き附則第二十三條第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十四條第一項に規定する復帰組合員となつた者を含む。以下附則第二十三條までにおいて同じ。))に係る恩給(増加恩給を除く。))及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。
(組合員期間の計算の特例)

第五條 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間に算入する。

一 恩給公務員期間(恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四條に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これに準ずるものを給すべきものとされてゐた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとされた公務員として在職するものとみなされる期間及び恩給につき在職年数に通算される期間を含む。))をいう。以下同じ。のうちに次の期間を除いた期間。ただし、次の期間を除いた期間のうちに恩給に關する法令にいう在職年(以下「在職年」という。))の計算において加算されることとなつてゐる年数があるときはその年数を加算し、半減されることとなつてゐる年数があるときはその年数の二分の一を減じた後の期間とする。

イ 法律第五十五号附則第二十四條の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととなつてゐる恩給公務員期間
ロ 在職年の計算において除算されることとなつてゐる恩給公務員期間

ハ 軍人恩給を受ける権利の基礎となつてゐる恩給公務員期間
ニ 増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間
ホ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務員扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は

更新組合員であつた者の恩給公務員期間

二 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の組合員であつた期間のうち前号本文の期間を除いた期間

三 旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける共済組合の組合員(以下「長期組合員」という。))であつた期間で施行日の前日まで引き続いてゐるものうち第一号本文及び前号の期間を除いた期間

四 職員であつた期間で施行日まで引き続いてゐるものうち、恩給公務員期間及び前二号の期間を除いた期間

2 昭和二十九年五月一日前における船員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものに支給する退職一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七十七條第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 第一項第四号及び附則第十一條第一項及び第三十六條の職員には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

一 日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前において従前の専売局特別会計、国有鉄道事業特別会計、帝國鐵道會計、電氣通信事業特

別會計又は通信事業特別會計の支弁で俸給又は俸給に準ずる給与を受けた者(臨時に使用された者を除く。)

二 前号に掲げる者以外の国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の施行前における国家公務員に相当するものを含む。以下同じ。))で当該国家公務員であつた期間の前及び後に引き続き期間が職員又は前号に掲げる者であつた期間であるもの(臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。)

(年金の年額の特例)

第六條 更新組合員に対する退職年金の年額は、第五十條第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額から、その者の組合員期間(前条の規定により算入される期間を含む。以下同じ。))のうち同条第一項各号の期間(同項第二号及び第三号の期間については、職員であつた期間を除く。))に該当する期間(一年未満の端数は切り捨てる。))の一年につきそれぞれ次の金額を減じた金額とする。

一 前条第一項第一号の期間に該當する期間のうち、十七年までの部分については俸給年額の百分の四十に相當する金額を二十で除して得た金額から俸給年額の百五十分の五十に相當する金額を十七で除して得た金額を減じた金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相當する金額から俸給

年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

二 前条第一項第二号及び第三号の期間（旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）及び職員であつた期間を除く。）に該当する期間のうち、二十年までの部分については、俸給年額（以下「俸給年額」という。）の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の九十分の一に相当する金額を減じた金額

三 控除期間及び前条第一項第四号の期間に該当する期間については俸給年額の百分の〇・九に相当する金額

2 更新組合員に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十條第二項」とあるのは、「附則第六條第一項」と読み替へるものとする。

3 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十五條第一項の規定の適用を受ける者である場合において、廃疾年金の年額が、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとなして同法を適用するとした

ならば受けることである同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額に満たないときは、同条第二項の規定にかかわらず、その金額を廃疾年金の年額とする。

4 施行日の前日まで引き続き十年以上長期組合員であつた更新組合員が施行日以後に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十五條第一項の規定の適用を受ける者である場合においても、また、前項と同様とする。

5 組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十八條第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五十條第二項」とあるのは、「附則第六條第一項」と読み替へるものとする。

第七條 組合員期間二十年以上である者の組合員期間（附則第五條の規定により組合員期間に算入されるものを除く。）のうち、次に掲げる業務に引き続き一年以上従事した期間があるときは、第五十條第二項の規定により退職年金の年額を算定するについては、当分の間、当該業務に従事した期間の一月を一・二月として計算するものとする。

一 日本国有鉄道における蒸気機関車乗員としての現業勤務

二 炭坑内切羽における連統的現業勤務

三 肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務

（退職一時金及び遺族一時金の額の特例）

第八條 更新組合員に対する退職一時金の額は、第五十四條第二項の規定にかかわらず、俸給日額に附則第五條第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いていゝもの（同日前に給与事由の生じた恩給に關する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く。）同項第三号の期間（控除期間を除く。）及び施行日以後の組合員期間を合算した期間に應じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定は、更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第五十四條第二項」とあるのは、「第五十九條第二項」と読み替へるものとする。

3 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に対する退職一時金の額が俸給に附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いていゝもの（同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

4 前項の規定は、施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とある

のは、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

5 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員（同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。）以下次項において同じ。）に対する退職一時金の額は俸給日額に附則第五條第一項第三号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間に應じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額（同号の期間のうち控除期間を有する者については、その金額から俸給日額に控除期間に應じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額）に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

（年金受給資格に關する特例）

第九條 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、附則第五條第一項第一号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が十七年以上であるときは、第五十條第一項及び第五十四條第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十條 軍人恩給又は増加恩給等を受ける権利を有する組合員期間二

十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもの（前条の規定の適用を受ける者を除く。）が退職した場合において、その者の施行日前の在職年（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法第三十二條の規定により附される加算年、法律第五十五號附則第二十四條の規定により恩給の基礎在職年に算入されない實在職年、同法附則第二十四條の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつてゐる實在職年及び在職年の計算において除算されることとなつてゐる在職年を除く。以下同じ。）の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が十七年以上であるときは、第五十條第一項及び第五十四條第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十一條 組合員期間二十年未満の更新組合員が退職した場合において、次の期間を組合員期間に算入するとすれば組合員期間が二十年以上となるときは、第五十條第一項及び第五十四條第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

一 職員であつた期間及びその前又は後に引き続き職員以外の国家公務員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び附則第五條第一項第二号から第四号までの期間を除いた期間

二 昭和二十年八月十五日に旧令共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日まで引き続き職員となり、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該旧令共済組合の組合員であつた期間で昭和二十年八月十五日まで引き続きしているものうち、恩給公務員期間並びに附則第五条第一項第二号及び第三号の期間を除いた期間

三 地方鉄道会社に勤務していた者で当該地方鉄道会社所屬の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該地方鉄道会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きしているものうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社及び日本電信電話株式会社に勤務していた者で当該会社の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きしているものうち恩給公務員期間を除いた期間

五 朝鮮總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十八号)一 朝鮮總督府通信官共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十七号)二 朝鮮總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十八号)三 台湾總督府專売局共済組合令(大正十四年勅令第二百十四号)

六 台湾總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十六号)七 旧陸軍共済組合令(大正八年勅令第八十号)八 旧海軍共済組合令(大正十一年勅令第六十号)九 第一項第三号において「地方鉄道会社」とは、信濃鉄道株式會社、芸備鉄道株式會社、横莊鉄道株式會社、北九州鉄道株式會社、富士身延鉄道株式會社、白棚鉄道株式會社、新潟臨港開港鉄道株式會社、留萌鉄道株式會社、北海道鉄道株式會社、鶴見鉄道株式會社、富山地方鉄道株式會社、伊那電気鉄道株式會社、三信鉄道株式會社、鳳来寺鉄道株式會社、豊川鉄道株式會社、播磨鉄道株式會社、宇部鉄道株式會社、小野田鉄道株式會社、小倉鉄道株式會社、産業セメント株式會社、胆振縦貫鉄道株式會社、宮城電気鉄道株式會社、南武鉄道株式會社、青森電気鉄道株式會社、奥多摩電気鉄道株式會社、相模鉄道株式會社、飯山鉄道株式會社、中国鉄道株式會社、西日本鉄道株式會社及び南海鉄道株式會社をいう。

四 台湾總督府營林共済組合令(昭和五年勅令第五十九号)五 台湾總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十六号)

六 台湾總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十六号)七 旧陸軍共済組合令(大正八年勅令第八十号)八 旧海軍共済組合令(大正十一年勅令第六十号)九 第一項第三号において「地方鉄道会社」とは、信濃鉄道株式會社、芸備鉄道株式會社、横莊鉄道株式會社、北九州鉄道株式會社、富士身延鉄道株式會社、白棚鉄道株式會社、新潟臨港開港鉄道株式會社、留萌鉄道株式會社、北海道鉄道株式會社、鶴見鉄道株式會社、富山地方鉄道株式會社、伊那電気鉄道株式會社、三信鉄道株式會社、鳳来寺鉄道株式會社、豊川鉄道株式會社、播磨鉄道株式會社、宇部鉄道株式會社、小野田鉄道株式會社、小倉鉄道株式會社、産業セメント株式會社、胆振縦貫鉄道株式會社、宮城電気鉄道株式會社、南武鉄道株式會社、青森電気鉄道株式會社、奥多摩電気鉄道株式會社、相模鉄道株式會社、飯山鉄道株式會社、中国鉄道株式會社、西日本鉄道株式會社及び南海鉄道株式會社をいう。

十二 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合において、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとならば同法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、第五十五条第一項及び第五十七条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に廃疾年金を支給し、廃疾一時金は支給しない。

十三 附則第九条から第十一条までの規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、第五十八條第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給する。

十四 附則第九条から第十一条までの規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、第五十八條第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給する。

十五 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、退職の時に於いてすでに増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

十六 前項に該當することとなつた更新組合員であつた者がその時まで支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定により退職一時金を受けるべきこととなつた場合において、その者がその時まで支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額に満たないときは、その差額を支給するものとする。

十七 更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、

十八 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

十九 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十一 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十二 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十三 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十四 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十五 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十六 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十七 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十八 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

二十九 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に對する第五

当該更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後増加恩給等を受けなくなつた者に關する特例)

第十六条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、退職の時に於いてすでに増加恩給等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項に該當することとなつた更新組合員であつた者がその時まで支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、同項の規定により受けるべきこととなつた退職一時金の額がその者が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その差額を支給するものとする。

8 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相當する金額を控除し、当

該退職一時金の額に相當する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

(支給開始年齢に關する特例)

第十七条 附則第五條第一項第一号の期間が十一年以上である更新組合員に対する退職年金については、第五十條第一項ただし書の規定を適用せず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相當する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相當する金額の支給を停止する。

2 施行日前にすでに旧法の規定により退職年金を受ける権利を有する更新組合員及び施行日の前日まで引き続き十三年以上長期組合員であつたその他の更新組合員に対する退職年金については、第五十條第一項ただし書の規定を適用せず、五十歳に達するまではその支給を停止する。

3 第一項及び前項の規定の適用を受ける者については、その者の選択によりそのいずれか一の規定を適用するものとする。

(重複期間に對する一時金)

第十八条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の組合員であつた期間又は施行日の前日まで引き続き長期組合員であつたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうち同

時に附則第五條第一項第一号の期間に該當する期間(以下「重複期間」といふ)があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

2 前項の規定による一時金は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員についてはその者が退職し、又は死亡した日にその者又はその遺族に、その他の更新組合員については施行日にその者に支給するものとする。

3 第一項の規定による一時金の額は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員については当該退職年金の年額の算定の基準となつてゐる俸給又は仮定俸給の十分の一に相當する金額に、その他の更新組合員については施行日の前日の俸給日額にそれぞれ重複期間に應じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額とする。

4 前項の一時金の額が旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てるものとして重複期間内に当該更新組合員が負担した各年度(四月一日から翌年三月三十一日までとする)ごとの掛金額にこれに対するそれぞれ翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月末日までの利子(利子の計算は複利計算の方法によるものとし、利率は年四分五厘とする)を加えた額の合算額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、そ

の合算額を当該一時金の額とする。

5 第一項の規定による遺族に対する一時金については、前三項に規定するもののほか、遺族一時金の例によるものとする。

(長期給付に關する規定の適用に關する特例)

第十九条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員で附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に關する法令の規定による普通恩給(以下「普通恩給」といふ)(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四條第四項及び第五項並びに附則第二十五條第四項及び第五項において同じ)を受ける権利を有するもの及び施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で同日に普通恩給を受ける権利を有するものは、施行日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となることができる。この場合において、附則第四條第三項本文の規定は、適用しない。

2 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で前項の規定により施行日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となるもの又はその遺族に對しては、当該更新組合員が施行日の前日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給されるべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相當する給付を同法の規定の例により支給するものとする。

ただし、同法の規定による退職年金に相當する給付は、当該更新組合員が更新組合員である間、その支給を停止する。

3 第一項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となろうとする者は、施行日の前日までその旨を申し出なければならぬ。

(旧法の規定による退職年金等の取扱)

第二十条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金は、その者が退職した場合において、その者が特にこれを受けることを希望する旨を申し出たときは、給しないものとする。

2 施行日前にすでに同法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員が死亡した場合において、当該退職年金に基く同法の規定による遺族年金又は年金者遺族一時金も、また、同様とする。

2 前項の申出があつた場合においては、その者又はその遺族に對して支給する長期給付については、附則第五條第一項第二号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

3 前項の場合においては、附則第十七條の規定は適用しない。

(役員に關する特例)

第二十一条 施行日に役員である更新組合員については、附則第四條第三項本文の規定は適用しない。

2 施行日に役員である者で施行日の前日に長期組合員であつたもの

又はその遺族に対しては、当該役員である者が同日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給される退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給する。ただし、同法の規定による退職年金に相当する給付は、当該役員である者が更新組合員である間、その支給を停止する。

(未帰還更新組合員に関する特例)

第二十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者である更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)に対する第六十四条の規定の適用については、同条第一項中「給付」とあるのは「短期給付」と、同条第二項中「組合員の俸給」とあるのは「組合員の昭和二十八年七月三十一日における俸給」と読み替えるものとする。

2 未帰還更新組合員が施行日前に法律第五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給された者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日。以下同じ。)の属する月までの当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員(以下この項において「未帰還公務員」という。)である更新組合員(前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く。)が同日以後未帰還公務員であるとしたならば同条第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受ける者の順位は、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする)、祖父母(養父母の父母を先にして実父母の父母を後にする)、父母の養父母を先にして実父母を後にする。の順序とする。

5 未帰還更新組合員が施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年以上であるその他の者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族(以下この条において「留守家族」という。)で同法の規定による留守家族手当(以下この条において「留守家族手当」という。)を受け、その者の申請により、施行日の属する月から当該未

帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

6 前項の規定による年金の年額は、同項の未帰還更新組合員につき総裁が定める仮定俸給の四分分に相当する金額とする。この場合において、その仮定俸給は、当該未帰還更新組合員が施行日の前日まで引き続く職務に従事していたならば受けるべき俸給を下つてはならない。

7 未帰還更新組合員(施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8 第六項の規定は、前項の規定による年金の年額について準用する。この場合において、第六項中「施行日の前日」とあるのは、「第七項の二十年に達した日」と読み替へるものとする。

9 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止し、第五項又は

第七項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまではその支給を停止する。

10 同一未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第五項又は第七項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その時から第二項又は第三項の規定による年金は支給しない。この場合において、第五項又は第七項の規定により支給すべき年金の年額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額に満たないときは、第六項又は第八項の規定にかかわらず、その金額を第五項又は第七項の規定による年金の年額とする。

11 第二項、第三項、第五項又は第七項の規定による年金の支給は、遺族年金の支給に関する規定に準じて行ふものとする。

(国家公務員との交流措置)

第二十三条 更新組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者(以下「転出組合員」という。)であるときは、その者に対する長期給付に関する規定の適用については、この条から附則第二十五条までに規定するところによる。

2 転出組合員の前項に規定する退職(以下「転出」という。)に關しては、第十六条の規定にかかわらず、長期給付は行われない。

3 転出組合員については、旧法第十五条第二項及び第四十条の規定は適用しない。

第二十四条 転出組合員が引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に再びもとの公共企業体の職員となり組合員の資格を取得(以下「復帰」という。)したときは、長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者(以下「復帰組合員」という。)は、当該国家公務員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

2 前項の場合において、当該国家公務員であつた期間の全部又は一部が恩給法にいう公務員であつた期間であつてその期間のうちに同法第四十条ノ二又は第四十一条の規定により半減又は除算すべき期間があるときは、これらの規定によりすべき半減又は除算をした後の期間をもつて同項の当該国家公務員であつた期間とする。

3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給の額又は同法の規定による当該退職一時金の額(同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。)に相当する金額を控除するものとし、そ

の者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 復帰組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を

控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5 前項の場合において、復帰組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほかは一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給又は旧法の規定による当該退職年金の基礎となつてゐる期間」と読み替へるものとする。

6 復帰組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7 前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が

公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8 普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。

9 前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

第二十五条 転出組合員が転出した日（転出が二回以上になつたときは、最後に転出した日）以後再び組合員となることなくして国家公務員の職を退き、又は国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し、又は死亡したものとみなす。この場合において、第十七条の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものに就ては、退職当時）」の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給とあるのは、「転出組合員が国家公務員の職を退き、又は死亡した月において支給を受けた俸給（当該俸給の額が転出した月において負担した掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないときは、その俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給）」と読み替へるものとする。

2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に関する法令の規定による一時扶助料（以下「一時扶助料」という。）又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額（退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつては、その合算額）から当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給若しくは一時扶助料又は旧法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額に相当する金額を

を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗

附則第十一條第一項 第三号及び第四号	施行日	転入した日
附則第十二条	施行日	転入した日
附則第十三条第一項 及び第二項	附則第九条から第十 一条まで	附則第二十六条第一項において準用する附 則第九条から第十一條まで
附則第十三条第三項	施行日	転入した日
附則第十四条第一項	附則第九条から第十 一条まで 附則第六条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附 則第九条から第十一條まで 附則第二十六条第一項において準用する附 則第六条第一項
附則第十四条第二項	附則第九条から第十 一条まで 附則第十四条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附 則第九条から第十一條まで 附則第二十六条第一項において準用する附 則第十四条第一項
附則第十四条第三項	附則第十二条	附則第二十六条第一項において準用する附 則第十二条
附則第十四条第四項	前条第二項及び第三 項 附則第十四条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附 則第十三条第二項及び第三項 附則第二十六条第一項において準用する附 則第十四条第一項
附則第十七条第一項	附則第五条第一項第 一号	附則第二十六条第一項において準用する附 則第五条第一項第一号
附則第十七条第二項	施行日	転入した日
附則第十八条第一項	施行日	転入した日
附則第十八条第二項 及び第三項	附則第五条第一項第 一号 施行日	附則第二十六条第一項において準用する附 則第五条第一項第一号 転入した日
附則第二十四条第三 項から第五項まで	第一項の規定により 組合員であつたもの とみなされる国家公 務員であつた期間	附則第二十六条第一項において準用する附 則第五条の規定により組合員期間に算入さ れる期間で転入した日まで引き続いている もの

2 転入組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者であるときは、その者を更新組合員とみなして附則第二十三条の規定を適用する。

第二十七條 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第七條の規定により日本電信電話公社から郵政大臣に委託した業務を日本電信電話公社が自ら行うこととなつた場合において、当該委託業務に従事していた国家公務員がその職を退き、その当日又は翌日に日本電信電話公社の職員となつたときは、その者（転入組合員である者を除く。）に対する長期給付については、当分の間、附則第二十四条の規定を準用する。

（期間の計算の方法）
第二十八條 附則に規定する期間は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合併する場合において、後の期間の初日が前の期間の最終日と同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

（非課税の特例）
第二十九條 第八條の規定の適用については、附則第十九條第二項又は第二十一條第二項の規定による給付で旧法の規定による退職給付に相当するものは退職年金又は退職一時金と、附則第二十二條の規定による給付は退職年金と、附則

第十五條、第十六條又は第十八條の規定（附則第二十六條において準用するこれらの規定を含む。）によつて支給される差額又は一時金は退職一時金とみなす。

（経過措置に伴う費用の負担）
第三十條 附則第五條から第二十八條までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（債務の保証）
第三十一條 更新組合員が国民金融公庫に担保に供していた恩給が附則第四條第三項本文の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給によつて担保されている債務につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

（監督の経過措置）
第三十二條 主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、この法律に基く所掌事務のうち第八十三條第三項及び第四項に係る事務を大蔵省の機関に委任することができる。この場合において、当該事務に関して、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

（日本専売公社法の一部改正）
第三十三條 日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第五十條から第五十三條までを次のように改める。

第五十條から第五十三條まで 削除

（日本国有鉄道法の一部改正）
第三十四條 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第五十六條から第五十九條までを次のように改める。

第五十六條から第五十九條まで 削除

（日本電信電話公社法の一部改正）
第三十五條 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。

第七十九條から第八十一條までを次のように改める。

第七十九條から第八十一條まで 削除

（恩給負担金の取扱）
第三十六條 この法律施行前に給付事由の生じた恩給で役員及び職員であつた者に係るものの支払に充てるべき金額の負担については、なお、従前の例によることとし、その金額の計算については、政令の定めるところによる。

（日本専売公社法施行法の一部改正）
第三十七條 日本専売公社法施行法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

七の二 アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員 通商産業省
第三十四條第一項中「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員共済組合法（昭和三十一年法律第 号）」又は市町村職員共済組合法に、同条第二項中「市町村職員共済組合」を「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合」に改める。

第四十條 この法律による改正前の日本専売公社法施行法第十一條の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二條の規定にかかわらず、施行日から、この法律による改正後の国家公務員共済組合法第二條第二項第七号の二の規定により設けられた共済組合（以下この条において「アルコール専売共済組合」という。）の組合員たる資格を取得する。

2 専売共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額をアルコール専売共済組合に移換しなければならない。

3 前項の責任準備金の計算及び専売共済組合からアルコール専売共済組合への権利義務の移転については、大蔵省令で定める。

第四十一條 この法律による改正前の日本国有鉄道法施行法第六條の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二條の規定にかかわらず、施行日から、同法第二條第一項の規定により運輸省に設けられた共済組合（以下次項において「運輸省共済組合」という。）の組合員たる資格を取得する。

2 国鉄共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額を運輸省共済組合に移換しなければならない。

3 前項の責任準備金の計算については、大蔵省令・運輸省令で定める。

（船員保険法の一部改正）
第四十二條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「国家公務員共済組合法」の下に、「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第四十三條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）」を加える。

（船員保険特別会計法の一部改正）
第四十四條 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「国家公務員共済組合法」の下に、「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）
第四十五條 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「又は国家公務員共済組合法」を「若しくは市町村職員共済組合法」を、「公共企業体

職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)又は市町村職員共済組合法に、同条第二項及び第三項中「又は国家公務員共済組合法若しくは」を、「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第四十六条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の下に」公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)を加える。

(国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律の一部改正)

第四十七条 国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十七条(組合の給付)及び」を、「第十七条(組合の給付)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)第十六条(組合の給付)、附則第十九条第二項(長期給付に關する規定の適用に關する特例)、第二十一条第二項(役員に關する特例)及び第二十二條(未帰還更新組合員に關する特例)」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四十八条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(恩給法等との調整)に改め、同条中「場合」の

下に「又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)附則第二十二條の規定による年金の支給があつた場合」を、「当該普通恩給の下に」又は年金」を加える。

附則に次の一項を加える。

46 未帰還者に關し、公共企業体職員等共済組合法附則第二十二條の規定による年金の給与が行われる場合において、当該年金の給与が始められた月以降の分として留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給を受けた者は、その支給された留守家族手当又は特別手当の額に相當する金額を政令で定めるところにより、返還しななければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第四十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号中「日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十條第一項において準用する場合を含む」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 公共企業体職員等共済組合法

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律の一部改正)

第五十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外

外等に關する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中レの次に次のように加える。

ソ 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部改正)

第五十一条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二ただし書を次のように改める。

但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該各号に掲げる団体が負担するものとする。

一 専売共済組合 日本専売公社

二 日本電信電話公社共済組合 日本電信電話公社

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律の一部改正)

第五十二条 次に掲げる法律の規定中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法第五十一条第二項に規定する共済組合を」専売共済組合に、「日本国

有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法第八十條第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十六年法律第三十三号)第三条ただし書

二 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十六年法律第三十八号)第三条ただし書

三 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第六十号)第四条ただし書

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律の一部改正)

第五十三条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、

「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

(国家公務員共済組合法第九十條の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律等の一部改正)

第五十四条 次に掲げる法律の規定中「次の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法第九十條の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律(昭和三十一年法律第 号)第三条

ただし書

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第三十三条ただし書

（所得税法の一部改正）

第五十五条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第八十六条第六号中「（他の法律において準用する場合を含む。）」を削り、同項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公共企業体職員等共済組合法第六十四条の規定による掛金

（法人税法の一部改正）

第五十六条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第四号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

（登録税法の一部改正）
第五十七条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。

二十六 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合が公共企業体職員等共済組合法第四章及第五章ノ規定ニヨル事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第五十八条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ一ノ六 専売共済組合、国鉄共済組合又ハ日本電信電話公社共済組合ノ公共企業体職員等共済組合法ニ基ク給付、同法第六十三条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

（租税特別措置法の一部改正）

第五十九条 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条の十一第一項第一号中「日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用

する場合並びにを削り、「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第七十二条の十四第一項中「日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条において準用する場合並びに」を削り、「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。」、

の下に「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）」を、「国家公務員共済組合法、」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

（国民健康保険団体連合会法の一部改正）

第七十三条の四第一項第八号中「国民健康保険団体連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第二百六十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金（同法附則の規定による給付でこれらに類するものを含む。以下第六百七十二条第四号の二において同じ。）以外の給付として支給を受ける金品

第二百九十六条第一号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第三百四十八条第二項第十一号の三及び同条第四項中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第六百七十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金品

（大蔵省設置法の一部改正）

第六十一条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項及び第七条第十六号中「日本専売公社」の下に「及び専売共済組合」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第六十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三十号中「日本国有鉄道」の下に「及び国鉄共済組合」を加える。

第二十七条第一項中第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 国鉄共済組合に関すること。

（郵政省設置法の一部改正）

第六十三条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二十二号の二及び第六条第一項第十二号の二中「及び」の下に「日本電信電話公社共済組合並びに」を加える。

別表第一

損害の程度

月数

一

住居及び家財の二分之一以上が焼失又は滅失したとき。

二月

二

住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。

三

住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。

四

住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。

一	住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	一月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三	住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五月
二	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

一	日本国有鉄道における次に掲げる職
二	連結手
三	機関助手
四	副機関助手
五	線路工手
六	隠道手
志免鉱業所における坑内作業従事員	

別表第三

組合員期間	日数	組合員期間	日数
二年未満	二〇日	十九年未満	二〇五日
三年未満	四〇日	二十年未満	二二〇日
四年未満	六〇日	二十一年未満	二二五日
五年未満	八〇日	二十二年未満	二二八〇日
六年未満	一〇五日	二十三年未満	二三〇五日
七年未満	一三〇日	二十四年未満	二三三〇日
八年未満	一五五日	二十五年未満	二三六〇日
九年未満	一八〇日	二十六年未満	三三九〇日

別表第四

疾の程度	番号	疾の状況
一	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
二	二	両腕の用を全く廃したものの
三	三	両足の用を全く廃したものの
四	四	両腕を腕関節以上で失つたもの
五	五	両足を足関節以上で失つたもの
六	六	前各号に掲げるもののほか、身体に機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
七	七	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
八	八	傷病がなおらないで、身体に機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
一	一	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの
二	二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
三	三	両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの
四	四	咀嚼又は言語の機能を廃したものの
五	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの
六	六	一腕を腕関節以上で失つたもの
七	七	一足を足関節以上で失つたもの
八	八	一腕の用を全く廃したものの
九	九	一足の用を全く廃したものの
十	十	両腕のすべての指の用を廃したものの
十一	十一	両足をリスフラン関節以上で失つたもの
十二	十二	両足のすべてのあしゆびを失つたもの
十三	十三	前各号に掲げるもののほか、身体に機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

級	級
十四	十四
十五	十五
精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	
一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
十三	十三
十四	十四
視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。	
備考	
一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。	
二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。	
三 指の用を失つたものとは、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	
四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	
五 あしゆびの用を失つたものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾関係（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	

別表第五

番号	障害の状況
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
十	一腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十一	一足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十二	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
十四	一腕の二指以上を失つたもの
十五	一腕のひとさし指を失つたもの
十六	一腕の三指以上の用を失つたもの
十七	ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を失つたもの
十八	一腕のおや指の用を失つたもの
十九	一足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二十	一足の五趾の用を失つたもの
二十一	前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二十二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考と同じ。

別表第六

組合員期間	日数	組合員期間	日数
一年六月以上	一〇日	一年六月以上	三〇日
一年未滿	二〇日	二年六月以上	四〇日
一年六月未滿		二年未滿	

二年六月以上 未滿	三年六月以上 未滿	三年六月以上 未滿	三年六月以上 未滿	四年六月以上 未滿	四年六月以上 未滿	五年六月以上 未滿	五年六月以上 未滿	六年六月以上 未滿	六年六月以上 未滿	七年六月以上 未滿
五〇日	六〇日	七〇日	八〇日	九〇日	一〇〇日	一一〇日	一二〇日	一三〇日	一四〇日	一五〇日
七年六月以上 未滿	七年六月以上 未滿	八年六月以上 未滿	八年六月以上 未滿	九年六月以上 未滿	九年六月以上 未滿	十年六月以上 未滿	十年六月以上 未滿	十年六月以上 未滿	十一年六月以上 未滿	十一年六月以上 未滿
一四〇日	一五〇日	一六〇日	一七〇日	一八〇日	一九〇日	二〇〇日	二一〇日	二二〇日	二三〇日	二四〇日

十一年六月以上 未滿	十二年六月以上 未滿	十二年六月以上 未滿	十二年六月以上 未滿	十三年六月以上 未滿	十三年六月以上 未滿	十四年六月以上 未滿	十四年六月以上 未滿	十四年六月以上 未滿	十五年六月以上 未滿	十五年六月以上 未滿
二四五日	二六〇日	二七五日	二九〇日	三〇五日	三二〇日	三三五日	三五〇日	三六五日	三八〇日	三九五〇日
十六年六月以上 未滿	十六年六月以上 未滿	十七年六月以上 未滿	十七年六月以上 未滿	十八年六月以上 未滿	十八年六月以上 未滿	十九年六月以上 未滿	十九年六月以上 未滿	二十年六月以上 未滿	四八五日	四九五〇日
三八〇日	三九五〇日	四一〇日	四二五日	四四〇日	四五五日	四七〇日	四八五日	四九五〇日	四九五〇日	四九五〇日

○田中参議院議員 たいだいま議題とな
りました公共企業体職員等共済組合法
案につきまして、提案の理由を御説明
申し上げます。

日本専売公社、日本国有鉄道及び日
本電信電話公社が公共企業体へ移行し
ました際、その職員となった者のうち、
すでに恩給法上の公務員となつて
いた職員につきましては、当分の間恩
給法の規定が準用されることとなり、
その他の職員については、国家公務員
共済組合法の規定が準用されることと
なつたのであります。従いまして、
公共企業体となる以前であれば任官し
て当然恩給法の適用を受けることがで
きたはずの職員が、公共企業体になり
ましたために恩給法の適用を受けるこ
とができなくなつたのであります。

また、支給額等の給付内容が兩者ほぼ同
程度であるにもかかわらず、恩給法に基
く国庫納付金は、共済組合の長期給付
の掛金に比べて著しく低いために、実
質的には給与上の差別待遇となつてし
まひ、職員間に不満を生ぜしめる
原因となつてゐる現状でございます。
このような不均衡かつ不統一な退
職年金制度に対する不平不満は、従来
の制度のもとであれば当然任官し得た
はずの職員が増加するに伴ひまして、
年とともに激化するばかりであります
から、労務管理の上から考えまして
も、早急にこのような不均衡と不統一
を是正いたしまして、一本化した退
職年金制度を確立する必要があるの
であります。

また、公共企業体におきましては、
その職務内容も一般公務員とは異なり
ます。現業の勤務を主体としており
ますから、それらの職員は自然他に転
職させることも困難であり、老後の生
活安定いかんが職員の勤勞意欲に与え
る影響はきわめて大きく、従つて永年
勤続者の退職後の生活を十分保障でき
るような公共企業体にふさわしい退職
年金制度の確立は、企業能率の増進及
び企業経営の健全化の面からも早急に
必要となつてくるのでございます。

以上各点につきましては、各公共企
業体におきましてもかねてから研究が
進められていたものであります。一昨
年十一月の臨時公共企業体合理化審議
会の答申におきましても、また第十九
回国会の衆参両院内閣委員会における
恩給法の一部を改正する法律案の審議
の際におきましても、早急に解決を要
するものとして指摘せられた次第でも
あるのでございます。

次に、公共企業体の職員の共済組合
制度につきましては、根本的には社会保
障制度全般の問題も考慮しなければな
らず、また国家公務員の年金制度をど
うきめるかの問題との関連も考慮する
必要があられますが、国家公務員の年金
制度につきましては、現に人事院勸
告、公務員制度調査会の答申等相異な
る意見が提出されているような状態に
ありまして、いづれにしましてもこれ
らの問題の根本的解決のためには、き
わめて広範な調査研究と相当な時日を
必要といたしまして、今直ちに結論を
見出しがたいような状況にあるのでご
ざいます。われわれといたしましては
は、公共企業体の職員の退職年金制度
をこれらの根本的解決の日まで現状の
まま放置しておくことは許されなかつ
たものであると考へますので、現段階にお
ける諸般の事情を十分に考慮しつつ、
恩給制度と共済組合の年金制度とを統
合いたしまして、現行年金制度の不
均衡と不統一を是正する新しい退職年
金制度の急速な実現をはかることとい
は、昨年の第二十二回国会に同名の
法案を提案いたしましたのであります。が、
諸種の事情によりまして一たんこれを
撤回し、あらためて、今ここに公共企
業体職員等共済組合法案を提案いたし
ました次第でございます。

以下この法律案の内容の大略を申し
上げます。
第一に、各公共企業体ごとにそれぞ
れ共済組合を設け、長期給付、短期給
付及びその他の福祉事業を行うことと
いたしております。
なお、念のため申し添えますが、業
務上の災害による給付につきましては

は、従来から三公社は労働基準法の適用を受けておりました、公社が一方的に所要経費を負担する建前をとっておりますので、この点については新制度におきましても従来通り除外することとしたいたしました。従って共済組合とては、これら業務上の災害による死亡、傷害に対する給付は行われないうことになっております。

第二に、恩給と共済組合の長期給付とを統合して一本化した退職年金制度を全職員に適用することとしたのであります。各年金及び一時金について簡単に述べますと、まず退職年金は、二十年以上組合員であった者が退職したときに支給することとし、その年額は俸給年額の百分の四十を基礎として、二十年をこえる年数により一定の金額を加算することとしたいたしました。その支給開始年齢は、五十五才を原則としております。しかしながら、電務作業に一定年数従事し公共企業体の経営上やむを得ない事由により退職した者については、五十才から五十五才まで別に退職年金額の七〇%の支給を認めることとし、また組合員期間二十年以上の者が五十五才前に年金の支給を希望する場合には、退職年金のかわりに減額退職年金を支給することとしたが、その年額は退職年金の年額から五十五才と実際の支給開始年齢との差年数に応じた一定額を減じたものとするとしていたしております。

次に遺族年金は、退職年金受給資格者の遺族に支給することとし、その年額は退職年金の半額といたしました。なおそれを受ける遺族の範囲は、国家公務員共済組合法による遺族と大体同様といたしました。

次に一時金については、国家公務員共済組合法によるそれとは同様であります。退職年金の充実を重視した関係上早期退職者に支給されるものは掛金の払い戻し程度に押えることとしたいたしました。

次に廃疾年金については、給付事由は国家公務員共済組合法のそれと同様であります。その年額は不具廃疾の程度に応じて俸給年額の百分の六十、百分の四十五及び百分の三十五の三段階とした点が異なっております。

第三に、短期給付については国家公務員共済組合法のそれと全く同様であります。

第四に、長期給付に要する費用は、組合員の在職中の掛金と、これに見合う公共企業体の負担金とを基金として積み立て、積立金とその運用益によってまかなうこととしております。掛金と負担金との割合は、国家公務員共済組合法の負担割合と同じく、四十五対五十五といたしております。この結果掛金率は約四・三%、負担金率は五・二%となります。従って俸給にこの率を掛けると、すなわち年額にしますと、大体掛金では国鉄三十四億、電電十億、専売二億六千万円、計四十六億六千万円、負担金では国鉄四十一億、電電十三億、専売三億、計五十七億の金額が月々組合に納付され、基金として積み立てられて将来の給付に要する費用に充当されることになるわけであり、なお以上の掛金率は、国家公務員共済組合法とはほぼ同程度であります。したが、恩給法の二%に比しますと二倍以上となる勘定であります。

しかしながら新制度におきましては、後ほど述べますように恩給法及び

国家公務員共済組合法の適用を受けた期間を、新制度の組合員期間に遡算することとしたしております。従来は、恩給制度は基金制度によつていないので、積立金は全く存在いたしません。また共済年金制度においても、たび重なる年金改定及び給付改定のために、現実には積み立てられていた金額は、本来必要であるべき積立金に比しまして巨額の不足を生じている現状であります。この不足額は新制度のもとにおいても、そのまま引き継がなければならぬのであります。これらの不足額は、従来は制度においては公社が負担することになっておりましたので、新制度においても、従来通り公社が負担することとしたいたしました。しかしその支払いの方法については、将来にわたる公社の財政経営状態を勘案しつつ、漸次補填していくこととしております。

従って公社が年々実際に負担する金額は、上述の掛金に見合う本来の負担金のほかに、前述の補填額を合算したものととなり、その金額は初年度において、国鉄六十四億、電電十四億、専売四億九千万程度となる見込みであります。

この金額は年金受給者の増加に伴い、逐年増加することとなります。新組合に引き継がれた過去の組合員は、一定年数の後には次第に減少いたしますので、将来においては、法施行後新たに加入した組合員のみが残ることとなり、従って公社の負担額は、恩給制度が引き続き適用されておる場合に比べれば、相当軽減されることとなるのであります。

次に、短期給付の掛金と負担金との割合は、国家公務員共済組合法と同様

五十対五十といたしております。その率はいずれも約三%となつております。

第五に、この法律による共済組合の業務執行につきましては、専売共済組合については大蔵大臣、国鉄共済組合については運輸大臣、日本電信電話公社共済組合については郵政大臣がそれぞれ監督することとしたしております。

第六に、以上申し述べました点以外の共済組合の組織、運営、福祉事業等は、国家公務員共済組合法による共済組合と大体同様でございます。

以上本則の主要点について御説明申し上げましたが、以下においては、新制度実施前の権利義務関係の取扱い方をきめるいわゆる経過措置について申し上げます。

第一に、年金制度の経過措置は、新制度実施前の期間をどのように通算し、またその期間に對し実際に支給する金額をどうきめるかが問題であります。本経過措置においては、過去の職員であった期間は原則としてすべて通算することとしたいたしました。しかしその期間に對し支給する金額は、従来の制度で支給されることとなつていた金額と全く同程度に押えることとしたしております。この結果当然のことではあります。すでに退職した人に関しては、恩給についても共済年金についてもすべて従来のままとし、この法律の制度によつて何ら変更されることはないのであります。

第二に、引き続き新制度のもとにおける組合員として期間を通算される者については、この法律が施行される日の前日に恩給法上の退職をしたものとみなし、同日以前の期間にかかる恩給は消滅させることとし、また従前の国家公務員共済組合法による年金は在職中その支給を停止することとしたのであります。

第三に、旧軍人軍國の恩給は、現在の恩給法においては、文官の在職中に算入されることになっておりますが、軍人であった期間は職員であった期間とは異質のものであり、かつ、その取扱いは國において別途に考慮されている問題でもあるので、その期間は新年金の組合員期間には通算しないこととし、従来通り恩給法の定めるところにより支給することとしたのであります。

第四に、以上の期間通算だけでは既得権を侵害するおそれのあるものについては、年金受給資格についてそれぞれ特例を設けることとし、さらにこの法律の施行の際に在職する職員であつて、同法の施行の日前において恩給証書または年金証書を交付されているものについては、従来通りの年金を選択できることとしたのであります。

第五に、組合員期間二十年以上の者の退職年金の年額の算定につきましては、は、当分の間、いわゆる不健康業務加算を認めることとしたのであります。

第六に、未帰還職員については、従来の恩給法の給付と同様の給付を行うこととしたのであります。

第七に、この法律の施行の日に在職する公共企業体の職員及び国家公務員とが相互に交流できるように、この法律による給付と恩給または国家公務員共済組合法による長期給付との調整を講ずることとしたのであります。

明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。小山委員長。

○小山(長)委員 動議を提出いたします。ただいま議題となっております公共企業体職員等共済組合法案につきましては、かねて自民党、社会党両党において十分検討済みのものであり、特に質疑の必要もありませんので、質疑並びに討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの小山君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさうに決しました。

これより公共企業体職員等共済組合法案について採決いたします。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさうに決しました。

○松原委員長 次に、外国為替に関する件について調査を行います。質疑を許します。有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 今国会に、議員提案といまして外資に関する法律の一都を改正する法律案を提案いたしました。御審議を願っておるわけでありまして、これに関連いたしまして、若干の質疑をいたさんとするものであります。

この法案の提案理由としておりますところは、外資がわが国に次々と導入されておりますけれども、この外資によりまして中小企業の事業活動に著しい影響を及ぼし、その中小企業をなはだしく圧迫するおそれがあると認められるような外資の導入を禁止しようとするのがこの法律案の提案理由であります。ところがこの改正案の本案であります。目的といたしまして「この法律は、日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作ることを目的とする」とうたつてあるものであります。ところが「最近、四月十一日でありまして、毎日新聞に「白い手黄色い手」というようなことで、アルミニウムに関する外資導入についての記事が出ております。この二、三の点を取り上げただけでも、非常に重要な問題を含んでおります。これは日本軽金属という会社の外資導入に関する提携条件がどうなつておるかという問題に関連してであります。この記事によりまして、「同社の外資導入の提携条件が果されておらず、国内のアルミ加工業者を不当に圧迫している

というのだ」というような記事、あるいは「日軽金の業績は立直つたが弁当箱やナベ、カマなどのアルミ加工業者はさっぱりだつたが上らない。その間の事情を調べてみると日軽金が自社系統に国内供給価格よりかはるか安値で輸出していることがわかった」。あるいは「日軽金とアルテッドとの提携条件のうち二、三の点が少しも実行されていまいことが判明した。このような重大なことが出ておるのであります。これらうらはらの関係で、昨年二十三国会におきまして、商工委員会でこの問題についての質問が、わが党の八木委員あるいは永井、田中ほかの諸君から行われておるのであります。その議事録を拝見いたしました。また一昨年大蔵委員会で、この日軽金の重役を呼ばれて公述された議事録を拝見いたしました。若干残つておるのであります。そういった点、私はまず冒頭に、この日本軽金属とアルテッドの間にかわされた提携の条件、そして外資審議会が認可されたその条件についてはどのようなものであつたかという点を、最初に外資課長からお伺いしたいと思つております。

○小島説明員 カナダのアルミニウム・リミテッドと申します会社と日本軽金属株式会社とが技術の提携をしたいという話が起りまして、それに伴いまして、株式を取得することと貸付金の債権をアルミニウム・リミテッドが取得すること、この三本建の申請があつたわけでございます。それに關しまして種々検討いたしました結果、このアルミニウムの製錬に關します技術

をわが国に導入いたしますことはきつて必要なことであり、これは非常にけつこりなことであると考へられまして、その技術の導入を認めることにいたしました。これに伴います株式の取得と貸付金債権の取得が認可された次第でございます。

○有馬(輝)委員 その際の株式の取得の実態がどうであつたかということ、そのほかに条件はなかつたかという点について、あらためてお伺いいたします。

○小島説明員 株式の取得につきましては、その当時といたしまして、これは種々検討されたものでございます。このときの株式の取得は、アルミニウム・リミテッドが半数五〇％を取得する案件でございます。その点につきましては、この経営がカナダの会社に支配されることでは困るという点を考へまして、その点につきましては、カナダの会社が経営の支配はしないという書面による誓約がかわされましたので、それならば差しつかえないと認め認可した次第でございます。

○有馬(輝)委員 今お話しになりました株式取得の問題、それから技術の導入の問題、そのほかに条件はなかつたかという点をお尋ねしておるのでありますが、その点についての御答弁をいただきたいと思います。

○小島説明員 この件は、そもそもアルミニウム精練の優秀な技術を入れたいということが主眼であつたのであります。従いまして、先方が誠意を持つてこの技術を導入すること、これはこの認可のもちろん前提であります。それからなおその当時の話によりまして、本件に付随いたしました、先方の会社が日本軽金属に原料のボーキサイトを有利に入手することにつきまして協力するといふ約束がございます。従いまして、この約束も当該認可の前提となつております。

○有馬(輝)委員 なかなか一つ一つこま切にみだりに出されるのですけれども、そのときの話し合いがあつたという点について、一つまとめてお話しをいただきたいと思います。

○小島説明員 そのときの話でございますが、私がただいま申しましたけれども、私が前提であつたわけでございます。なお若干その原料の入手の点につきましては、昨年の十二月に商工委員会におきまして、御質問がありました点でございますが、この原料の有利な入手の方法といたしましては、いろいろな手段があり得るかと思つてあります。その一つの方法といたしまして、マレーの錫山の開採の問題が言及されておつたわけでありまして、それも一つの方法である。しかしながらその方法にも限らないのであつて、何らかの方法で原料の有利な入手について協力するといふ約束であつた次第でございます。

○有馬(輝)委員 大体今御答弁になつた話し合いというのか、そういつたことも考慮されたいというふうな御答弁であつたわけでございますが、この点については、あとで結論的に、条件であつたかといふ点についてお伺いしたいと存じます。私がここでこの外資の問題、特に日軽金を一例として取り上げておりますのは、少くとも先ほど私が読み上げました毎日の記事にいたしまして、はつきりいたしておるのでありますけれども、精練業者である日軽金のほかに、御承知の

ように住友、昭電がござりますが、この住友、昭電にいたしまして、二次メーカ、三次メーカというものが非常に苦境に追い込まれておる、その原因がどこにあるか。私外資に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由のところであって読み上げたのでございすけれども、外資の導入それ自体が、ひいては中小企業を圧迫するやうな形になつては困るという観点から、この問題を取り上げておるのであります。外資課長におかれても、そういった観点から十分お答えをいただきたいと思つております。

今申し上げましたように、この圧迫業者なり何なりというものが非常に苦境に追い込まれて、利益配当ができないばかりでなくて、財産を処分したり、あるいは企業整理をしたりしてやつと命脈を保つておるやうな状況であるというのを聞いております。そしてまた、そこに働いておる労働者の諸君というものは、一般産業の労働者に比べまして待遇も非常に悪くて、首切りの脅威にさらされておる。いやもうすでに相当数の首切りが行われておるというところなのであります。これが、國が負けたから、再建のためにはある時期においてはやむを得ないんだというやうな必然的な運命としてのものであればともかくといたしまして、先ほど申し上げましたように、これが外資導入、そしてそれによつて一部の産業が日の当る場所にすわつて、そのしわ寄せを受けておるという事態であると、問題は非常に重大であります。そういつた点で、先ほど申し上げましたように、一昨年の十一月の参議院の大蔵委員会におきますこの問題の審

議の際にも、また昨年の二十三国会における質疑応答の経過を見ましても、若干納得がいけない点がありますので、重複するきらいがあるかもしれせんけれども、今外資課長からお話しのありました点につきまして、逐一お伺いいたして参りたいと存じます。

まず第一に、当初長期低利の資金の借り入れについての話し合いがあつたと存じますが、その額はどの程度であつたのか、また条件はどのようなものであつたかをお伺いいたしたいと存じます。

○小島説明員 そのときの金額は、私の記憶に間違いがなければ、六億四千万円であつたかと存じます。その期間は八年といたしまして、利率は年利五分五厘であつたと存じます。

○有馬(輝)委員 今の長期低利資金の借り入れについてでございますけれども、去る二十三国会におきまして、この低利資金の借り入れがまだ不履行になつておるという八木君の質問に對しまして、石橋國務大臣は次のように答へておるのであります。誤りがあつてはいけませんので、議事録のまま読み上げますが、「その輕金屬の場合、具體的のことは知りませんけれども、今ちょっと聞いたところでは、とにかく会社自身が経営上しいて今自分でマレーの山を開掘する必要がない、資金の必要もないというやうなことから資金も入つてこない、それから直接に山を開掘していない、こゝういふやうに聞いておるのです。」こゝろ答へされております。またあなたは「その貸付金の点は、実は会社自身がその後の検討によりまして、貸付金を当初受ける予定でありましたのを計画を変更いたしましたして、

貸付金は受けないということになりました。問題点からはずれたわけでございます。」こゝろ御答へでございまして、また今お見えになつております山局長の松尾さんは、「その後御承知のやうに日本輕金屬は、次々と増資が順調にできて参りました。その關係から、自己資本の増加によつて、あまり他から大きな金を借り入れる必要がないという状態で、現在まで参つております。」天体石橋國務大臣にいたしまして、松尾局長にいたしまして、小島さんにいたしまして、同様の理由で、とにかく借り入れる必要がなくなつたから、これは条件からはずれたのだというやうな御答へでございまして、それに関連して私がお伺いしたいと思つてございしますが、すべての契約、特に双務協約では、互いにその交換条件となつておるものは、少くとも道義的なものというやうなもので片づけられるべき問題ではないと思つておられます。少くともこの契約が調印されますと、やはり調印されると同時に、即刻かつ有効に、どんな犠牲があつても實現していくのが至当ではないかと思ひますし、また両者の間にそのような権利と義務があると思つておられますが、この点についてのお考えをまず伺つておきたいと存じます。

○小島説明員 外資法で貸付金債権の認可をいたしましたのは、この契約の當事者間で外貨債権を発生させ、そしてその結果といたしまして、後日外貨の送金が行われることを差しかえないと認めたものであります。その契約の効力は兩當事者間の話し合ひによりまして、その契約を取りやめるといふことは差しつかえないものと存じます。

○有馬(輝)委員 その兩當事者間の話し合ひで取りやめても差しつかえがないというやうな御答へでございまして、先ほど申し上げました一昨年の参議院の大蔵委員会、この当の日輕金の重役であります山田さんが、次のやうに述べておられるのであります。「当時私どもの外資導入は、規模の点とそれから内容が、資本の大きさ、技術の供与、それから貸付金をするというやうな三つの条件がありまして、當時といたしましては大きなスケールでありましたので、いろいろな点で論議がございまして、時日を要したわけでございますが、最終においては今申し上げましたやうな点について御納得を頂いて御許可を頂いておる。こゝろいふに考えております。」という答へをいたしまして、きわめて重要な条件であつたことを、當事者である山田さんがはっきりと説明しておられるのであります。と同時に、少くともこの認可に至りますまでには、外資審議会で相当長期に論議がかわされて、こゝろ辺にも、先ほど申し上げました株式の取得の問題とともに、論議の焦点があつたというふうに私は記憶いたしております。それが、ただ單に兩者間の話し合ひでも、いつでも必要がなくなれば取り消してもいいものだといふやうなものであつたかどうか、この点について一度お伺いしたいと思つておられます。

なおこの際お願いいたしておきますけれども、この次の機会に、その外資審議会における論議の記録と申しますか、それを御提示願ひたい、このことをあわせてお願いいたしておきます。

○小島説明員 貸付金債権の認可をいたしました場合には、この貸付金債権の契約の履行につきまして有効期間を定めております。その期間内に履行されない場合には、その認可は當然効力を失うわけでございます。

〔委員退席、石村委員長代理着席〕
従ひまして、外資法は実行しても差しつかえないと認めたものであります。その実行を義務づけたものではないと考へております。

○有馬(輝)委員 実行を義務づけたものでないといふと、少くともあのような長期間の、しかもきわめて真摯な突っ込んだ論議はなかつたかと思つたのであります。その点と、いま一つは、この山田さんが借り入れをしなかつた理由としまして、レートの不安定をあけておられます。今お話しのおれとはちよつと食い違つてくると思つておられますが、この点はどうかでございますか。

○小島説明員 日本輕金屬の会社といつたしましては、いろいろその会社の立場からの見解があつたかと存じます。私の存じております範圍では、当初確かに借り入れをするのを非常に大事なことと考へておつたやうでございす。しかしながら、その後におきまして会社が見解を変えたのであります。それが、その後にございまして、外資の当局といたしまして、これは関与しない問題であらうかと存じます。外資の当局といたしまして、これは関与しない問題であらうかと存じます。外資の当局といたしまして、これは関与しない問題であらうかと存じます。外資の当局といたしまして、これは関与しない問題であらうかと存じます。

て、設備の改善とか、あるいはコストの引き下げというようなことで申請して、それについて論議をかわされて認可されたというふうに、私記憶いたしておるのであります。少くとも相当な論議をして外資審議会で認可をするからには、やはり事後の監督なりその条件の履行の状態なりについて、通産省はあつたらしく、大蔵省としても、これを見届ける責任なり義務なりというものがあつたのではないかと考えますが、この点についてはどういふようにお考えでございますか。

〔石村委員長代理退席、委員長着席〕

○小島説明員 外資導入につきましては、その所管大臣といたしまして、大蔵大臣及びそれその事業の所轄の大蔵省ということになっておるのでございまして、本件に關しましては、大蔵大臣及び通産大臣がこれを所管しておるわけでございまして。大蔵省、通産省ともどもに認可いたしました外資導入の成り行きにつきましては、十分に注意を払い、その状況を見ておるわけでございまして。その実行状況あるいはそれを実行させるという指導の問題といたしましては、これは産業行政所管の通産省におかれまして特に御注意を払つておられる次第でございまして。

○有馬(總)委員 それでは鉱山局長の方から今の点についての御答弁をいただきますか。

なほあわせてお伺いしておきますが、この導入をしないでおいて、条件の履行を実行しないでおいて、一方で、提携のあとで、日経が開銀と興銀に對しまして一億七千二百万円、それから三億四千四百万円の融資の申し入

れをいたしておる事実がございまして、この点を御承知かどうか。もし御承知であるとするならば、これをどのように見ておられたか、この点をあわせてお伺いいたしたいと存じます。

○松尾政府委員 借入金の方は、先ほど来外資課長から御説明があつた通りであります。また会社の方の経理状態の事情から、現実には借入金をなし得る権利と申しますか、そういうものはあつたけれども、実際に借入するということをしていないという事情は、先ほど御引用になりました前回の委員会で御説明いたした通りであります。御承知のように、日経はその後会社の方の経理状況にだんだんと余裕と申しますか、ゆとりもできて参りました。外資提携當時約三十億ぐらいの借入金残高があつたものが、だんだんとその後借入金は減つてきておるはずであります。現在確か六億ぐらいまで減つておるのではないかと存じます。その後この状況で借入金金がだんだん減つて参りましたので、また先ほど申しました増資の關係、あるいは販売高の増加というふうなこともございまして、借入金はいくら減つてきておるかと存じます。そういう状況でございまして、ただいま御指摘のございました開銀資金、興銀資金云々の点は、ちよつと私そういう話をよく承知いたしておりましたけれども、多分そういうことはなかつたのではないかと存じます。その点は、具体的な問題でございまして、もし何でしたら、もう少し取り調べた上で、また答弁をさせていただきますかと思ひます。

○有馬(總)委員 今の開銀なり興銀に對する借入れの件については、御調査の上、次の機会に御報告願ひたいと存じます。今松尾さんが御説明になりましたように、会社の内容がよくなつてきたから、借入金の額が三十億あつたものが六億ぐらゐに減つてきたから、借入れの必要がなくなつたのだらうというふうな御答弁でございまして、これも一つの理由かと存じますけれども、この点に關しまして、私詳しくはございせんけれども、確かに外資法の施行規則の第九条では、少くとも基本的な条件の変更があつた場合には、事前に届け出て認可を受けなければならぬというふうなことがあつたと記憶いたしておりますが、日経金はそういう手続を踏んでおるかどうか。その点について、外資課長でも鉱山局長の方でも、御答弁をいただきますか。

○小島説明員 当初に認可された内容と異なることを実行いたしましたために、契約内容の変更につきましては新たに認可が必要でございまして。本件の場合、そのような認可の必要な問題は起つておらないのではないかと存じますが、別段変更の認可は行われておりません。

○有馬(總)委員 今の点非常に重要な御答弁でございまして、届け出をして認可を受ける必要はないというふうな御答弁でありましたが、この点は非常に重要であると存じますので、先ほど要求しました外資審議会の議事録によりまして、当時どのような論議が行われたかという点を明瞭にいたしました上、さらにその上に立つて質問を申し上げたいと存じます。この点一応保留にいたしまして、次の問題についてお伺いいたしたいと存じます。

先ほど外資課長は、そういうことも話し合ひの中にあつたというふうな形で、マレーの鉱山開発の問題についてお触れになつたのでありますが、私は、あくまでこれは重要な条件であつたというふうに存じておるのであります。ところがこれに對しては、また先ほど読み上げましたと同様に、きつめて不明瞭な御答弁をされておりました。これもまた議事録によつてはつきりさせておきたいと存じますが、石橋國務大臣は、この点に關する八木君の質問に對しまして、「実際に契約、それはその鉱山を掘ることができるといふ契約はしておると思ひますけれども、それはその鉱山の問題ですから、そのほかのところから安い鉱石が来るものを、わざわざ高くさんの資本を投下して、鉱山を掘るのはただで掘れるわけではない、いろいろな設備をしななければならぬ。それを無理にしろといふ必要は私はないと思ひます。」というの会社同士の話し合ひの中にそういうことが出ておるのであります。政府が外資導入の条件に鉱山を必ずいつ幾日掘らなければならぬといふ条件をつけておるのじやないと思ひます。という答弁を石橋さんはしておられます。またそれにつけ加へまして、「マレーの鉱山をいつでも開発することができるといふ権利を持つてい」といふことは、日本の経済に、しかも軽金属の事業については相當の寄与をしておると思ひます。」という御答弁でございまして。また松尾さんは、「当時の状況としてそれが許可の条件というふうな形にはなつていないはずであります。ただ同会社の間には必要であつたといふでもマレーのその山を開発でき

るという同会社間の了解の往復文書がついておる。現在でもその鉱石を必要とすればいつでも開発できるような状態になつておるというふうに聞いております。」それから續いて小島さんは、「マレーの鉱山は主たる内容ではないかつたと存じておりますが、付随的にその話があつたと存じております。」という御答弁でございまして。この点について、きつめて付随的なものとして取り扱つておられるようでありませんが、この御答弁に從ひまして私お尋ねをいたしましたのでありますが、まず第一に先ほどの件と同様に、参考人として呼ばれた山田雄吉氏は、一昨年の参議院の大蔵委員会におきまして、次のような公述をいたしておるのであります。「許可条件になつたいろいろな内容について早く実行しろという御注意の点でございまして、勿論技術的な点だとか、或いは着手できるものはほとんどやつております。」それから「ボーキサイト」の点なども、これはサポータージュレしているわけでは決してありませんので、有利な時期を見まして許諾していこう、こういうふうにお考えしております。」と、やつぱり条件として認めておるのであります。認可された当の責任者が、付随的なものであつて、それはどうなるといふようなのんきなことを言つておられるときに、一方の日経金の方では、このように条件としてしつかり頭の中に入れておいて、いつかはやるんだというふうな答弁いたしておるのであります。この間の食い違ひはどのようにお考えになりますか、御見解を鉱山局長の方から伺いたいと思ひます。

○松尾政府委員

ただいまお読み上げになりました点は、前回の私からの説明で大体御了解願えるのじゃないかと思ひますが、そのような新しい鉱区を日銀金が開発をして、そのボーキサイトを必要とする時期がくればいつでも開発し得る状態は、現在でも続いておりますわけでありまして、今お話しのごさいました条件云々という点は、これを外資導入云々の法的な認可の条件というよりな意味という事になりますと、これは別に認可が、そのような開発に特別に法的な条件としてかかっておるといふわけではないのでありまして、このような外資提携が行われる際に、さらにそのような鉱区の開発も、日銀が必要とするときにはいつでもできるという事が、双方の間の了解として成立しておつた、その状態は今もなお続いております、そういうことで御了解願えるのではないかと存じます。

○有馬(輝)委員

ちょっとさういふた抽象的な御答弁では、了解がいかないものであります。松尾さんはこの前の委員会でも、当時FOB価格で九ドル五十セントくらいしたものが、その提携をしたあとで、大林三十年の十月ごろには六ドルに価格が下つたという様なことも理由にあげて、マレーの鉱山に手をつけていないことの理由にしておられたようでありまして、少くとも私が聞いておりますところでは、この鉱山の開発についての申請をしまして、ときには、この鉱区から持つてくれば、FOBで大体四ドルから四ドル五十セントで船積みできるといふようなことを条件として、そのようなデータまでこしらへ上げて申請し、そしてその上に立つて認可しておると聞いております。としますと、幾ら下つても、松尾さんの言われた三十年の十月の六ドル、それよりも下つた価格で原鉱を持つてこれるわけですから、少くともこの山に手をつけなければならぬという義務を履行すべき条件というものは、当時すでに存在しておるというふうに私は考えるのであります。この点については、鉱山局長はどのような御見解を持つておられるか、お話を承りたいと存じます。

○松尾政府委員

外資提携の審議の際に、FOB価格で四ドル云々でボーキサイトが入るはずだという話があつたかどうか、私その間の事情をよく承知しております。おりませんけれども、この点も先ほどお話しのごさいましたように、日本駐金閣といたしましては、御承知のように、提携当時はピンタンのボーキサイトを一カ所から購入しておつたのであります。これは日輕に限らず、当時アルミニウム三社はピントンのボーキサイトを輸入して、一応数量的にも間に合つておつたのであります。その後この外資提携と相前後いたしました、マレーのもう一つの別の鉱区からまたボーキサイトが入るようになりまして、さらにまたこのような提携で、必要であればさらに他の鉱区の開発ができるという状態に了解がついたものでありますから、おそろくさういふことが影響いたしまして、むしろボーキサイトの日本側の輸入については、かなり日本側が有利な地位に立つたのであらうというふうに想像されるのであります。そのような事情から、先ほどお読み上げになりましたような状況で、日本のボーキサイト

価格は、その後だんだんと入手価格が下つてきておるのであります。現在でも、ボーキサイトの必要量について、日本側が不足すれば、いつでも新しい鉱区の開発ができるようになっておるのであります。ただ現状のところでは、現在購入しております輸入先の二つの鉱区からのボーキサイトの輸入で、数量は十分間に合つておる。さらにそれ以外の鉱区を新たに開発しようと思へば、やはりそれだけの投資をしなければならぬわけでありまして、現在直ちにそれだけの切実な必要にはなつていないという様な状況にあるように私は承知いたしております。もちろん日本側が必要な時期がくれば、前からの約束の通り、何でもこの新しい鉱区の開発に着手できるという状態になっていることは、現在も変わりがないわけでありまして、

○有馬(輝)委員

今松尾さんは、現在鉱区を開発する切実な必要性はないという御答弁でございましたけれども、問題は、地金の供給量と原鉱の供給量というものと同時に、やはりその価格が影響しまして、私が冒頭で申し上げましたように、二流メーカー、三流メーカーというものが四苦八苦している状況については、私は十分御承知じやなかろうかと思つております。といったしますと、今の御答弁はちよつと納得がいきませんのであります。さらにまた、必要とあればいつでも開発できる状態にあるというお話でございましたけれども、私が聞くところによりますと、このマレーの鉱区というものがひどいものだからでありまして、とにかく海岸線にあるラムニアとか何とかいふ鉱区でも、絶えずゲリラ隊に襲われ

て、私兵を四、五十名雇つてやつておる。それより奥地の鉱区では、相当私兵なり何なりを雇わなければならぬという様な状況にあると私は思うし、また海岸線まで持つてくるのに、鉄道を敷かなければならぬ、あるいは港を作らなければならぬという状況にあるし、また少くともマレー政府自体が、果してこの鉱区の開発について許可を与える見通しがあるのかどうか、また話し合ひがついておるのかどうか、こゝろいふた点をお考えの上に、今の、いつでも開発できる条件にあるという様な御答弁をされたかどうか、この点をいま一応確かめておきたいと存じます。

○松尾政府委員

私もマレーの現地の実情を、さう詳しく承知いたしてはいるわけでもございせんけれども、先ほど来申し上げましたような意味で、現実に日本側が入手すべきボーキサイトが不足する状態になつて、あるいは数量的に絶対的な不足になつても、相対的に価格がせり上つてくるような状態になれば、この新しい鉱区の開発はできるといふふうに私は承知いたしております。

○有馬(輝)委員

この点もまだどうも納得のいくような御答弁ではないので、後日またはつきりさせていただきますたいと存じます。

今この鉱区開発の問題につきましまして、松尾さん、小島さんから話を伺つたのですが、どうも要領を得ないのであります。さうして最も重要な点は、これが条件じやなくて、付随的なものであつて、途中で変えてもどうでもいいのだという様な御答弁と受け取れたのでありますけれども、そんな

りますと、先ほど冒頭で私がお伺ひしました、話し合ひのあつたものの中で五〇%の株式が向うにあるのだということくらいしか残つてこない。そうすると、何か月間も外資審議会を何ぞ議論しておつたのか。もちろん当時の大蔵大臣である池田勇人氏から、フィフティ・フィフティでは、基幹産業であるアルミの支配権を向うに握られるから一大事だという議論も、重要な議論としてあつたことは聞いておりますけれども、私は、やはり今申し上げましたような諸点が重要な点として議論されるべきだと思ふ。しかも五〇%という様な株式を――ほかに例がないやうであります、少いさうでありますけれども、向うに取得させることを許しておるからには、それなりの見返りといひますか、条件がなくてはならないはずで、さうなつてくると、地金が不足しておつた、マレーの鉱山は優秀なものとして映つてくる、のだから手が出るほどほしい、外資導入の問題について何とかしなければという気持ちになつてくるのは当然でありまして、今松尾さん、小島さんが御答弁になつたような状況ではなかつたのじゃないか、このように思ふのであります。こゝろ辺について、いま一度、先ほど申し上げましたように、当時の記録とあわせて、お二人の間に見解を一致させてもらいたい、このように考えるのであります。あなた方がさうやつて答弁しておられる間にも、この問題は、先ほど議論になつたが、ビルフィンガーというアルテッドから来た人を社長として、南アジア・ボーキサイト開発会社というものを作つて、当面を糊塗しようとしておるといふようなことも

聞いております。しかもその会社自体が開発するのじゃなくて、ラムニアという隣接鉱の主人であるイオオットーという人に頼んで掘らせておいて、持ってきたものは、アルミナにして国内の産業に使うのではなくて、カナダに持って行くというふうな契約までしておるといふことを聞いておるのであります。一々こり食い違つてきたのは、物事の焦点がはつきりいたしませんので、こつぱつた点について、この次の機会にははつきりさせて御答弁をいただきたいと思つております。今お伺いしました外資導入の点についても、それからマレーの鉱区の開発の点につきましても、私は疑問の点が多々残つております。

次に、私は地金の輸出の問題についてお伺いしたいと思つております。私が持つております資料によりますと、昭和二十七年に千七百九十五トン、それから昭和二十八年に六千二百五十二トン、合計八千九百四十七トン、そのうち輸出された地金は対米協力輸出と称して輸出されております。しかもその当時の国内の地金の価格は、大体トン当たり平均二十二万一千五百円、これに對して、輸出価格は十一万五千円という工合になっております。その当時、国内の地金は輸出するほど潤沢にあつたのかどうか、また国内価格に比べてこつぱつた安い価格で輸出しなければならぬ理由がどこにあつたのか、この点を鉱山局長の方からお伺いしたいと存じます。

○松尾政府委員 ただいまお話しのごさいます対米輸出の点でございますが、これはたしか前の国会のときに資料として提出したと思つてますが、ただいまお話しのごさいますように、二

十七、八年を合せますと約八千トンの対米協力輸出をいたしております。ただし、その価格の点は、ただいま十一万五千円というお話のようでございますけれども、私の方の当時の状況調査の結果では、十八万六千五百円で輸出をいたしております。これは、当時の事情をいたしまして、対米協力の線が非常に強く要望された時期でありまして、またアメリカの方の国内価格を見てみますと、この程度の価格で向うが引き取るということには向うの側でもかなり努力をされたのではないと思つて、確かに当時の国内価格から見ますと、若干値段の開きがあると思つて、ただ、ただいま申しましたように、十一万五千円というのではなくして、十八万六千五百円であつたといふふうに承知いたしております。当時の国内価格の状況といたしましては、二十八年から九九年ころにかけまして、むしろ国内ではアルミの需要が必ずしも伸びていない時期でありまして、アルミ地金のストックでかなり困つたやうな状況でもあつたのであります。二年間八千トン程度の輸出が国内需給を特に圧迫したといふふうには、私ども判断できないのではないかとこのように考へております。

○有馬(輝)委員 当時ある程度の余裕があつたといふことは、あるいは事実かも知れません。当局は、先ほど申し上げました三社の意向等を十分お聞きになったかも知れませんが、加工業者といふか、二次メーカー、三次メーカーの意向を十分くまれておつたならば、今おつしやつたやうに、当時は余裕があつたといふやうな簡単な御答弁が出てこないと思つて

あります。当時はすでに原料高で困つて、しようがないから結局手が出せないという状況であつたのではないかと。もちろん、ちようど当時は朝鮮動亂が勃発したころでありまして、あるいは一時息をついたのかもしれないけれども、その前後は、そのやうな状態が続いておつたのではないかと思つております。この点について、今の御答弁ではちよつと不十分と思つて、その当時の状況を、具体的な数字をあげて御説明願ひたいと存じます。

○松尾政府委員 ただいままたまた対米輸出の点を御指摘になつたのであります。先ほど申しましたように、まだ国内の需要は必ずしも十分伸びておりません。二十八、九年とかなりストックを出した状況であります。そのやうな関係もございまして、対米輸出のほかはアルゼンチン、ブラジル等にも、合せて約三千トン以上の輸出をいたしております。これくらい輸出をやつて、大体国内の需給バランスはそ

その輸出を抑制いたしまして、結果においては約八千トンくらいの輸出まで抑制をいたしたのであります。これは、三十年以降になつて国内の需要が相当ふえてきたといふことを物語つておるものであります。二十八、九年当時におきまして、この程度の輸出が特に国内の需給を圧迫したといふことはなかつたといふふうに承知しております。

○有馬(輝)委員 今の御答弁で問題になる点は、一つはアルゼンチンとかブラジルをあげられましたが、皮製品とか、それは、バーター契約で、皮製品とか、そういうものを輸入していかうか、割と高値で向うでとつてくれる、国内的に見たら、これはちよつともプラスにはなつていないのです。そしてまた、御説明がございましたけれども、一方で輸出しておいて、逆に今度はくず、純度の低いものを一般に圧延業者が輸入をしておる。その数字も具体的に申し上げても、二十九年度の上半期におきましては四千四百トン、下半期は五千四百トン、大体二万ドルくらいのくずの輸入をいたしておるのであります。今の御答弁は、どうも経緯はさだめたいな感じがいたします。こつぱつた点も、この次にはお確かめを願ひまして、しつかり御答弁をいただきたいと存じます。

ならぬ点が残つておりますし、また地金の輸出の調整の問題、それから申請の条件の履行の問題、こつぱつた問題について詳しくお伺ひいたしたいと考えておつたのであります。時間の関係がありますので、こつぱつた点について、この次の機会にお伺ひするといふことを保留いたしまして、私の本日におけるところの質問は終つたと思つております。

○松原委員長 関連質問の申し出があらう。これを許します。石村君。○石村委員 有馬君の質問を聞きまして、いろいろと疑問の点が出てきたのですが、時間の関係もありまして、また大蔵大臣や石橋大臣が御出席になつておりませんから、私はあまり関連質問はいたしません。それとさつき有馬君が要求しました外資審議会での議事録あるいは関係書類の御提出を待つて十分お尋ねしたいと考へますが、先ほどの小島外資課長の御答弁で、この外資導入が問題になつたときに、日本の産業が支配されてはいけないといふ観点から、カナダの会社が日本軽金属の支配をしないといふ文書を出したので許可したといふやうな御趣旨の御答弁がありました。そのやうな文書も出たと思つてますが、これは大蔵省では、どんなことが産業の支配になるならぬ、こつぱつた具体的に考へていらつしやるか。また現在の日本軽

先ほど申し上げましたように、これは、外資導入によつて国内の中小企業者が圧迫を受けてはならないといふ角度から、私は御質問申し上げておるのでありますから、その点十分御考慮の上御答弁をいただきたいと思つております。今の地金の輸出の問題についても、あと相当お話を伺ひなければ

金属については、向うの会社の代表者が重役にも入っておりますし、株は五〇％握っております、こういう事実から考えると、われわれは先方のカナダの会社によって支配されておると考えざるを得ないので、これは抽象的に考へるわけなのですが、大蔵省では、そういう文書が出たからもう大丈夫だといつて安心していらつしやるのかどうか、産業支配とはどんなことが具体的に起つたらばこれを産業支配と考へるのであるか、そういう点を一つ簡潔に御説明を願つておきたいと存じます。

○小島説明員 カナダのアルミニウム・リミテッドからの約束は、日本軽金属の会社の経営の支配をいたしませんが、これは、つまり日本軽金属の会社の意思決定についてカナダのアルミニウム・リミテッドが支配をするといふことはいたしません、こういう意味でございます。従ひまして、日本軽金属がカナダの会社の支配なしに自由な意思決定が行い得るわけでありませう。その意味におきまして、経営支配をしないといふ約束が行われたわけがあります。従ひまして、日本軽金属が日本の会社として外国の支配なしに自由により得るという意味におきまして、けつこりなことであると認めた次第でございます。

○石村委員 支配をしないといつたから、それでけつこりだといふ御答弁ですが、それは、株を取得して、株主の権利を、たとえば議決権なんか放棄することか、重役を出さないとかいうようなことがけつこりしておるならば、支配をしないといふことが受け取れるわけなのです。日本軽金属でそういうこ

とが行われておるかどうか知りませんが、さつきの有馬君の話だと、向うを代表する重役もいる、そして株は五〇％握つておる、あるいは資金的な関係もあるのだから、いさゝしやが、そういう事実が行われておつて、支配はいたしませんといつたからもう安心でございませうといふことには一体なるのですか。大蔵省は、ただ向うがそういうことをしなせんとしたから、それでそのまゝまづ正直に受け取られるのですか。株主の議決権なり何なりを放棄しておる、株を持つただけで、日本の会社が日本の株主によつて議決され、あるいは重役によつて運営されて、利益の配当があればそれをただもらいますといふのなら、それは支配をしないといふことになりませうが、重役も出し、そんな放棄もしていないといつたから大丈夫ですといふのは、あまり安易といふか、でたらめな考え方ではないでしょうか。大蔵省は、従来の外資提携なんかの経営支配の問題をそのような考えで進めていらつしやるのですか。口で約束したから大丈夫だ、もう重役は幾らでもよこさない、そんなことで支配しないといふようなことの安心がどこから生まれるわけなのです

か、

○小島説明員 お話のように、口頭の約束のみをもつて満足するものではございません。本件は書面の約束が行われたものであります。と申しましたも、書面の約束があればそれでいいかといふわけでもありません、いさゝしやが、大蔵省といはしまして、経営の支配が実際に行われることは好ましくないのだから、その約束

が守られておりますことを十分注意しておるわけでございます。

○石村委員 注意していらつしやるでしよう。文書で約束はできておるでしようが、実際に重役もきておる。そして重役会でいろいろ意思決定をしておるでしよう。それに何ら支配してないのだ、支配しないといふ約束したのだと言つても、それは通らないじゃないですか。何か具体的に支配できない条件といふものがくつついて、それが履行されなければ意味をなさないと思つて、一体大蔵省は、私は見ております、そんなことで安心しておりますか。何と言つたつて、世間の物笑いの種にしかならぬと思つて、小島さんの常識のある御答弁だと考へない。こういう条件をくつつけて支配ができなくなつておるのだという説明がなければ、支配しないといふことは何ら保障されないと。現実には重役が出ておるのじゃないですか、それでもってなお支配していない。重役は五対五か、四対六かどうかは知りませんが、少くとも重役会に出て、それだけの大きなバックを持ったカナダ・アルミ会社の代表者が来ていろいろやつておる。もう事実上支配は行われておるとしか世間では解釈しないと思つて、大蔵省は、それでもなお支配していないのだといふ具体的な証拠があれば、それを出して下さい。文書で支配しないといつたからそれで大丈夫です、私たちは見ておりますと言つても、どんな目でござらんになったのか、節穴が何かわからぬ、具体的な事例を出して下さい。

○松尾政府委員 会社の運営状況を私は毎日見ておるわけでも実はございませ

せんけれども、現在お話しのように、取締役十四名のうち、外人の重役が二名、そのうち一名は日本内地に常駐で、一名は本國の方にいるといふふうに私は聞いております。問題は、そういう形式の問題もあるであらうでしょうが、実質的にこの会社の経営の主導権を向うの提携会社が握つて、重要な問題に向うの会社がきめてくるということになる、事は非常に重大であると思ひます。少くとも現在の状況では、そういうことではなくて、外資提携の時に、経営の支配を意図してないといふ約束があつたといふことは、大體その通りに実行されて、会社の経営の主導権を日本側の経営陣が握つてやつてきておるといふふうに承知しております。

○石村委員 幾ら日本の株主、日本の重役が多つても、力のある者が一人でも二人でも入つてやつておつたら、それに動かされます。日本軽金属は大きな会社かもしれないが、国際的規模においてみれば、そう大したものでもないでしよう。大きなカナダ・アルミの代表者が来ていろいろ言へば、日本の重役は、ロボットにならざるを得ないと思つて、そうしたことをただ形式的に、支配してやりませんとか、見ておりますとかおつしやつても、あなたの答弁は、今はただ時間はたつと思ひます。これはきょうはやめようといふことになつておられますから、きょうはこれで済むでしよう。しかし実質的にそんな答弁では済みません。私はこれでやめますが、次の日にあらためて大蔵大臣や石橋通産大臣の御出席を願ひ、さらに外資審議会でのいろいろ論議の記録を出していただき、申請書な

り何なりを出していただいて、それを見てさらに突っ込んでお尋ねいたしたいと思ひます。ただ忠告いたしておきますが、過去にできたことは一応仕方がないとして、間違つておるなら間違つておるといふことをはっきりして、ここを糊塗することだけ考へず、どうしたら今後こうしたいことが起らないかといふことをわれわれは明らかにしておきたいと思つて、今後は形式的にこうだといふような答弁はなさらないようにお願いしたいと思ひます。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は追つて公報をもつて御通知することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

〔参照〕
公共企業体職員等共済組合法案（参議院提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局